

鹿屋市国際交流協会語学ボランティア制度実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、鹿屋市国際交流協会ボランティア登録制度設置要綱に基づく語学ボランティアに係る同制度の運営について必要な事項を定める。

(申込資格)

第2条 語学ボランティアへの登録を希望する者で、次の要件を満たしたものを登録する。

- (1) 語学ボランティア制度の趣旨を理解し、鹿屋市の国際交流の推進に熱意を有していること
- (2) 日本語及びそれ以外の言語の読み、書き、会話ができること
- (3) 諸外国に対し、日本の文化及び鹿屋市の実情を正しく紹介できること
- (4) 語学ボランティアとしてふさわしい常識と品性を備えていること
- (5) 依頼に応じられる時間的余裕があること

(外国語の種類)

第3条 外国語の種類は特に定めず、同一人が複数の外国語で登録しても差しつかえないこととする。

(活動の内容)

第4条 語学ボランティアの活動内容は次のとおりとする。

- (1) 国際交流・国際協力・外国人支援活動等における通訳及び当該活動に係る軽易な文章の翻訳
- (2) 地方公共団体等から依頼のあった軽易な文書等の翻訳

(活動の対象)

第5条 前条第1号に定める国際交流・国際協力・外国人支援活動等は次に掲げる用件のいずれかを満たすものであって、協会が承認したものとする。

- (1) 鹿屋市又は協会が主催、共催、後援又は関与する活動
- (2) 鹿屋市内の学校が実施する活動
- (3) その他協会が適当と認めるもの

2 前項に定める国際交流・国際協力・外国人支援活動等は、営利を目的としない団体の実施する活動であって、鹿屋市と諸外国との相互理解の増進に役立ち、その友好関係を損なうおそれがないものでなければならない。

3 前条第2号に定める翻訳は、地方公共団体等の公的団体は、地域の国際化を推進する上で必要な広報等の軽易な文書等に係る翻訳とする。

4 活動にあたっては、通訳・翻訳業を営んでいる者の職域を侵さないように配慮する。

(活動の範囲)

第6条 語学ボランティアの活動の場所は、原則として鹿屋市及びその周辺の地域に限り、宿泊を要しないものとするが、語学ボランティア本人が承諾した場合はこの限りでない。

(その他)

第7条 この実施要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成19年5月18日から施行する。